

知多市児童福祉法に基づく障害児通所支援の事務処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市規則第 1 号

知多市児童福祉法に基づく障害児通所支援の事務処理に関する規則の一部を改正する規則

知多市児童福祉法に基づく障害児通所支援の事務処理に関する規則（平成 2 4 年知多市規則第 1 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 2 月 2 4 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条から第 1 0 条までの規定は、この規則の施行の日以後に行う申請、通知及び届出並びに受給者証の交付（以下「申請等」という。）について適用し、同日前に行った申請等については、なお従前の例による。

改正後	改正前
<p>(通所給付決定の申請)</p> <p>第2条 法第21条の5の6第1項の規定による、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給の申請及び政令第24条に規定する障害児通所支援負担上限月額又は政令第25条の13第1項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額の適用の申請は、<u>障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書</u>により行うものとする。</p> <p>2 知多市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、前項の申請を承認したときは<u>障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書及び通所受給者証並びに肢体不自由児通所医療受給者証（肢体不自由児が児童発達支援と併せて治療を受ける場合に限る。）</u>を、同項の申請を承認しなかったときは<u>却下決定通知書</u>を当該通所に係る児童の保護者（以下「保護者」という。）に交付しなければならない。</p> <p>3 法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給の申請は、<u>特例障害児通所給付費支給申請書</u>により行うものとする。</p>	<p>(通所給付決定の申請)</p> <p>第2条 法第21条の5の6第1項の規定による、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給の申請及び政令第24条に規定する障害児通所支援負担上限月額又は政令第25条の13第1項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額の適用の申請は、<u>児童発達支援通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>2 知多市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、前項の申請を承認したときは<u>児童発達支援通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第2号様式）及び児童発達支援通所受給者証（第3号様式）</u>並びに<u>肢体不自由児通所医療受給者証（第4号様式。肢体不自由児が児童発達支援と併せて治療を受ける場合に限る。）</u>を、同項の申請を承認しなかったときは<u>児童発達支援通所給付費等却下決定通知書（第5号様式）</u>を当該通所に係る児童の保護者（以下「保護者」という。）に交付しなければならない。</p> <p>3 法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給の申請は、<u>特例児童発達支援通所給付費支給申請書（第6号様式）</u>により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定を行ったときは、<u>特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(通所給付決定の変更の申請)</p> <p>第3条 法第21条の5の8第1項に規定する通所給付決定の変更の申請は、<u>障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書</u>により行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定を行ったときは、<u>障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(通所給付決定の取消しの通知)</p> <p>第4条 福祉事務所長は、法第21条の5の9第1項の規定により通所給付決定の取消しを行ったときは、<u>支給決定取消通知書</u>を当該取消しに係る保護者に交付しなければならない。</p> <p>(申請内容の変更及び受給者証の再交付)</p> <p>第5条 第2条に規定する通所給付決定の申請内容の変更の届出は<u>申請内容変更届出書</u>により、受給者証の再交付の申請は<u>受給者証再交付申請書</u>により行うも</p>	<p>4 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定を行ったときは、<u>特例児童発達支援通所給付費支給（不支給）決定通知書（第7号様式）</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(通所給付決定の変更の申請)</p> <p>第3条 法第21条の5の8第1項に規定する通所給付決定の変更の申請は、<u>児童発達支援通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（第8号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定を行ったときは、<u>児童発達支援通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（第9号様式）</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(通所給付決定の取消しの通知)</p> <p>第4条 福祉事務所長は、法第21条の5の9第1項の規定により通所給付決定の取消しを行ったときは、<u>児童発達支援通所給付費支給決定取消通知書（第10号様式）</u>を当該取消しに係る保護者に交付しなければならない。</p> <p>(申請内容の変更及び受給者証の再交付)</p> <p>第5条 第2条に規定する通所給付決定の申請内容の変更の届出は<u>申請内容変更届出書（第11号様式）</u>により、受給者証の再交付の申請は<u>受給者証再交付申</u></p>

改正後	改正前
<p>のとする。</p> <p>(障害児通所給付費の額の特例)</p> <p>第6条 法第21条の5の11に規定する障害児通所給付費の額の特例の適用の申請は、<u>特例障害児通所給付費支給申請書</u>により行うものとする。</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>4 福祉事務所長は、第1項の申請に係る決定を行ったときは、<u>特例障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(高額障害児通所給付費の支給の申請)</p> <p>第7条 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費の支給の申請は、<u>高額障害児(通所・入所)給付費支給申請書</u>により行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定を行ったときは、<u>高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給の申請)</p> <p>第8条 法第21条の5の13第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給の申請は、<u>障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減</u></p>	<p><u>請書(第12号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>(障害児通所給付費の額の特例)</p> <p>第6条 法第21条の5の11に規定する障害児通所給付費の額の特例の適用の申請は、<u>特例児童発達支援通所給付費支給申請書</u>により行うものとする。</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>4 福祉事務所長は、第1項の申請に係る決定を行ったときは、<u>特例児童発達支援通所給付費支給(不支給)決定通知書</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(高額障害児通所給付費の支給の申請)</p> <p>第7条 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費の支給の申請は、<u>高額児童発達支援通所給付費支給申請書(第13号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定を行ったときは、<u>高額児童発達支援通所給付費支給(不支給)決定通知書(第14号様式)</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給の申請)</p> <p>第8条 法第21条の5の13第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給の申請は、<u>児童発達支援通所給付費支給申請書兼利用者負担</u></p>

改正後	改正前
<p><u>額・免除等申請書</u>により行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請を承認したときは<u>障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書</u>を、同項の申請を承認しなかったときは<u>却下決定通知書</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(障害児相談支援給付費の申請等)</p> <p>第9条 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費の申請は、<u>計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費申請書</u>により行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定を行ったときは、<u>計画相談支援・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>3 福祉事務所長は、前項の決定に係る取消しを行ったときは、<u>計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書</u>を当該取消しに係る保護者に交付しなければならない。</p> <p>(障害児支援利用計画案依頼の届出)</p> <p>第10条 法第21条の5の7第4項及び第21条の5の8第3項の規定により保護者が障害児支援利用計画案を指定障害児相談支援事業者に依頼した場合</p>	<p><u>額減額・免除等申請書</u>により行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請を承認したときは<u>児童発達支援通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書</u>を、同項の申請を承認しなかったときは<u>児童発達支援通所給付費却下決定通知書</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(障害児相談支援給付費の申請等)</p> <p>第9条 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費の申請は、<u>児童発達支援相談給付費支給申請書（第15号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定を行ったときは、<u>児童発達支援相談給付費支給決定（却下）通知書（第16号様式）</u>を保護者に交付しなければならない。</p> <p>3 福祉事務所長は、前項の決定に係る取消しを行ったときは、<u>児童発達支援相談給付費支給取消通知書（第17号様式）</u>を当該取消しに係る保護者に交付しなければならない。</p> <p>(障害児支援利用計画案依頼の届出)</p> <p>第10条 法第21条の5の7第4項及び第21条の5の8第3項の規定により保護者が障害児支援利用計画案を指定障害児相談支援事業者に依頼した場合</p>

改正後	改正前
<p>は、<u>計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書</u>を福祉事務所に提出するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>は、<u>児童発達支援相談依頼（変更）届出書（第18号様式）</u>を福祉事務所に提出するものとする。</p> <p><u>第1号様式から第18号様式まで</u>（略）</p>